

単価契約仕様書

行財政局総務部庁舎管理課
(担当:久保、坂本 電話 222-3046)

| | |
|-------|--|
| 件名 | (単価契約) 市庁舎等産業廃棄物(混合物等) 収集運搬業務 |
| 形状・寸法 | 契約条件のとおり |
| 予定数量 | 積載荷重2トンの貨物車両 30台 ただし、予定数量は増減することがある。 |
| 契約期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |
| 契約条件 | <p>1 支払方法</p> <p>(1) 契約単価に収集運搬車両(積載荷重2トンの貨物車両)の台数を乗じて算出した金額を支払うものとする。ただし、算出された金額に円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てるものとする。</p> <p>(2) 受注者から適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内にその請求金額を支払うものとする。</p> <p>2 その他</p> <p>その他は、次の「(単価契約) 市庁舎等産業廃棄物(混合物等) 収集運搬業務(庁舎管理課) 仕様書」のとおり</p> |

(単価契約) 市庁舎等産業廃棄物(混合物等) 収集運搬業務(庁舎管理課) 仕様書

1 総則

(1) 市庁舎(本庁舎、西庁舎、分庁舎及び北庁舎(令和7年2月完成予定)をいう。)、倉庫施設、本市の事務を行うために貸借している建物(ただし、貸借している部分に限る。)及び旧計量検査所(この仕様書において「市庁舎等」という。)から排出する産業廃棄物(混合物、廃乾電池及び廃蛍光灯管(この仕様書において「混合物等」という。))の収集運搬業務(以下「本業務」という。)の受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)、労働基準法、労働安全衛生法、京都市契約事務規則等の関係法令を遵守するとともに、本仕様書に基づき的確に業務を実施すること。

(2) 排出場所

ア 産業廃棄物(混合物)は、次の表の場所から排出する。

| | |
|---------------|--|
| 京都市役所(市庁舎) | 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 |
| 元今熊野小学校(倉庫施設) | 京都市東山区今熊野南日吉町27-3 |
| 元新洞小学校(倉庫施設) | 京都市左京区新東洞院仁王門上ル新東洞院町252 |
| 市庁舎周辺外ビル等 | 詳細は、下記のリンク先「市庁舎配置図(周辺地図)」を参照すること。 https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/cmsfiles/contents/0000002/2370/Building.pdf |
| 旧計量検査所 | 京都市右京区太秦京ノ道町13-2 |

イ 産業廃棄物(廃乾電池及び廃蛍光灯管)は、上表のうち京都市役所(市庁舎)から排出する。

- (3) この仕様書の混合物とは、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びそれらが混合されている物をいう。
- (4) この仕様書の廃乾電池とは、乾電池及びリチウム電池をいう。
- (5) この仕様書の廃蛍光灯管とは、蛍光灯管及びランプ類(LED等蛍光灯管以外のもの)をいう。

2 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 収集運搬車両及び予定数量

積載荷重2トンの貨物車両 30台

ただし、あくまでも予定数量であり、増減することがある。

4 業務の内容

受注者は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、市庁舎等から排出された産業廃棄物を適正

に収集運搬を行う。

(1) 収集日、車両及び収集時間

ア 収集運搬を行う日は、庁舎管理課から受注者に指示のうえ、決定するものとする。

イ 収集運搬を行う時間帯は、原則として午前8時45分から午後5時までとし、当日中に本市が指定する処分業者の処分場へ搬入すること。

(2) 搬入先

ア 混合物

名 称：株式会社カンボ

所 在 地：京都市伏見区羽束師古川町235、403-1・2、635-5、243、244、245、826

搬入手数料：無料（産業廃棄物（混合物）の処分業務を別途契約するため。）

イ 廃乾電池及び廃蛍光灯管

名 称：旭興産業株式会社横大路リサイクルセンター

所 在 地：京都市伏見区横大路千両松町60-4

搬入手数料：無料（産業廃棄物（廃乾電池及び廃蛍光灯管）の処理業務を別途契約するため。）

(3) 収集運搬車両への積込作業

ア 受注者が積込作業を行う。

イ 収集後は当該集積場所及びその付近の床面掃き清掃を行い、清潔の保持及び整理整頓に努めること。

(4) 産業廃棄物の計量

産業廃棄物の計量は、処分業者の検定証又は基準適合証のある計量器で行うこと。

5 受注者の資格要件

本業務を受託しようとする者は、産業廃棄物の積卸を行う区域において、廃棄物処理法第14条第1項の許可を受けており、その許可証に記載されている事業の範囲に、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）が含まれていること。

6 資格要件等の確認

受注者は、本業務の契約締結に当たり、上記5の許可証を行財政局総務部庁舎管理課長に提出すること。

7 報告・提出書類

(1) 産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の提出

マニフェストは、電子又は紙を使用する。

ア 電子マニフェストの使用

(ア) 電子マニフェストは、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター電子マニフェストセンターのJWNETを使用する。

(イ) 電子マニフェストを使用する場合は、収集運搬業者、処分業者及び京都市の三者が合意のうえ、運用を開始する。

イ 紙マニフェストの使用

(ア) 受注者は、収集作業完了後、紙マニフェストに必要事項を記入のうえ、A票を行財政局総務部庁舎管理課長に手渡すこと。

(イ) 運搬業務完了後、処理業者（搬入先）から交付を受けるB2票を、10日以内を目途として速やかに返送すること。

(マニフェスト返送先)

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市行財政局総務部庁舎管理課

TEL075-222-3046

(2) 請求書及び完了届の提出

受注者は、毎月末日をもって当該月の収集運搬車両の台数を取りまとめた後、契約単価を乗じて算出した金額の請求書及び完了届を提出すること。

(3) 報告書の提出

受注者は、収集運搬ごとに、その結果の報告書を作成し、収集運搬月の翌月の14日までに庁舎管理課長に提出すること。

なお、本市においては、ISO14001のノウハウを継承した京都市役所独自の環境マネジメントシステムを運用しており、その報告がなされない場合は本契約を解除する。

(4) その他必要な書類については、庁舎管理課長の指示に従うこと。

8 損害賠償責任

本業務の履行に伴う損害、事故及び負傷等に関して、本市は一切の責任を負わない。

9 再委託の禁止

受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

10 権利・義務の譲渡の禁止

受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

11 経費負担

本業務の履行に伴う費用は、すべて受注者の負担とする。

1.2 守秘義務

受注者は、本業務の履行に伴い知り得た情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

1.3 その他の特記事項

- (1) 予定数量は、過去の実績及び予測によるものであり、本市の都合により増減する。予定数量に大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。
- (2) 受注者は、本業務の契約締結に当たり、仕様書の最終頁にある「産業廃棄物収集運搬受注者記入欄」の項目について必ず記入し、許可証を添付すること（上記5及び6参照）。また、受注者の委託業務に積替保管を含む場合は、積替保管の項目（所在地、種類、保管上限等）を必ず記入すること。
- (3) 本業務に必要な機材等はすべて受注者が用意すること。
- (4) 収集運搬に当たっては、第三者への安全に注意すること。また、輸送中に産業廃棄物が散乱しないように措置すること。
- (5) 積込作業中に産業廃棄物保管施設に設置している什器が破損した場合は、その原因が受注者の故意又は過失によるときは受注者の負担とし、無償で代替品を設置すること。
- (6) その他、仕様書に記載なき事項及び疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度双方が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

産業廃棄物 収集運搬 受注者記入欄

受注者に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『 許可証のとおり』の欄に☑の記入のみとする。

| | |
|-----------------------------|----------------------------------|
| 受注者の許可の事業範囲 (作業区分) | <input type="checkbox"/> 許可証のとおり |
| 受注者の取り扱える 廃棄物の種類 | <input type="checkbox"/> 許可証のとおり |
| ※ 受注者の委託業務に積替保管を含む場合 | |
| 受注者の積替・保管場所 の所在地 | <input type="checkbox"/> 許可証のとおり |
| 受注者の保管できる 産業廃棄物の種類 | <input type="checkbox"/> 許可証のとおり |
| 受注者が行う積替え のための保管上限 | <input type="checkbox"/> 許可証のとおり |